

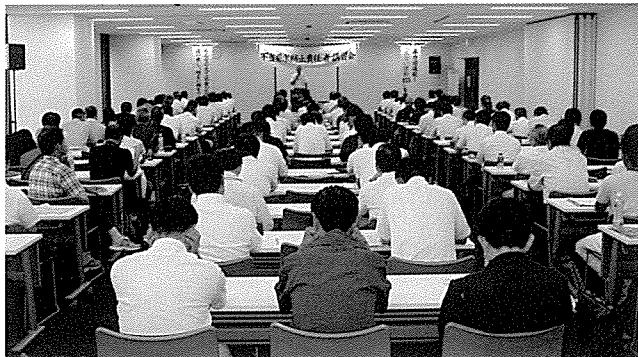
不当要求防止責任者講習会開催

9月8日(木)午後1時30分からウインクあいち1001会議室(名古屋市中村区)において、愛知県警の「不当要求防止責任者講習会」が参加者119名のもと開催されました。本講習会は平成14年に初めて講習会を行いました。平成25年9月30日に開催、その後3年が経過しましたので、今回の開催となりました。

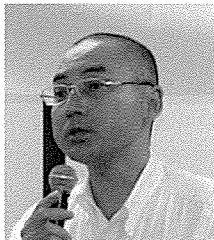
はじめに当協会専務理事 渡邊 修氏より開会の挨拶があり、「暴力団の資金源となりやすい我々の業界、それを防ぐのは自己防衛ですが、このような暴力団に対して対策を講じるため、各企業で責任者を選任し、必要な知識及び技能を習得していただくために「不当要求防止責任者講習会」があります。また日頃から、反社会的勢力との関係遮断に向けて取組んでいただくことが、企業としての責任ではないかと考えております。反社会的勢力との関係は業の認可の欠格要件ともなりますので、我々にとっても影響の大きい問題です。本日の内容をしっかりとマスターし今後の企業経営に活かしてください。」と述べました。

その後(公財)暴力追放愛知県民会議 講習部長 三浦利幸氏より、暴力団対策法、不当要求防止責任者の役割、についてお話をありました。特に半数の方が初めて受講されることもあり、暴力団対策法について施行から現在までの流れを解説され、これまで5回の改正があり、責任者となつた方は暴対法の改正は公開されるので、常に最新の情報を収集してほしいとのことでした。

次に警察本部 組織犯罪対策課 警部補 林 昌則氏より、1. 最近の暴力団情勢 2. 暴力団の取締り状況 3. 暴排条例について 4. 中止命令について 講義がありました。林警部補は組織犯罪対策課に所属



していることもあります。反社会的勢力について詳しく暴力団の特徴、指定暴力団の状況、反社会的勢力による犯罪の取締りなど、具体的な事例を上げ巧妙な手口などについて解説をされました。



講師の愛知県警
林警部補

三浦部長からは、1. 暴力団等反社会的勢力の排除 2. 平素から反社会的勢力排除対策 3. 不当要求に対する対応方法について講義がありました。特に産廃処理業からの暴力団排除の必要性において、環境破壊の防止、適正な廃棄物の処理の確保、暴力団等資金の根絶等を図り業界の健全性を確保するためと説き、そのためには、平素から反社会的勢力との一切の関係遮断に向けた諸施策を講じていかなければならぬ、と述べました。



講義後は、「明日を拓く勇気」という暴力追放のための啓発映像を見ました。ストーリーは、飲食店・信用金庫・不動産業を舞台に、それぞれの事業者に暴力団が接近していく様子や、言葉巧みに追い詰められて、不当要求を受けてしまうものの、警察や暴追センターの協力により、暴力団等を排除していく、という内容でした。俳優陣は現在活躍の方も見受けるので、迫真に迫る演技は物語の展開を盛り上げ、暴追の重要性について深い理解につながりました。

全ての講義が終了後、受講修了証が授与され講習会は終了しました。